

官報号外

平成二十三年三月二十九日

○第百七十七回 衆議院会議録 第十二号

平成二十三年三月二十九日(火曜日)

議事日程 第七号

平成二十三年三月二十九日

午後一時開議

第一 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 平成二十年度一般会計予備費使用総調書及び各省各府所管使用調書(承諾を求める件)(第百七十三回国会、内閣提出)

第三 平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各府所管経費増額調書(承諾を求める件)(第百七十三回国会、内閣提出)(参議院送付)

第四 平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)(第百七十三回国会、内閣提出)(参議院送付)

第五 内閣府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 展覽会における美術品損害の補償に関する法律案(第百七十六回国会、内閣提出)(参議院送付)

出)

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案(野田毅君外六名提出)

年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(城島光力君外六名提出)

○議長(横路孝弘君) 午後一時二十二分開議

これより会議を開きます。

○議長(横路孝弘君) 本日、参議院から、平成二十三年度一般会計予算、平成二十一年度特別会計予算、平成二十一年度政府関係機関予算はいずれも否決した旨の通知を受領するとともに、返付を受けました。よって、国会法第八十五条第一項により、本院は、平成二十一年度一般会計予算外二件について両院協議会を求めなければなりません。

○議長(横路孝弘君) 本日、参議院から、平成二十三年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員の選挙

○議長(横路孝弘君) つきましては、これより両院協議会協議委員の選挙を行います。

○小宮山泰子君 両院協議会協議委員の選挙は、その手続を省略して、議長において直ちに指名されることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よつて、協議委員は議長において指名することに決まりました。

直ちに指名いたします。

平成二十一年度一般会計予算外二件両院協議会

協議委員

中井 治君	中川 正春君
武正 公一君	手塚 仁雄君
若泉 征三君	城井 崇君
後藤 斎君	三日月大造君
津島 恭一君	下地 幹郎君

ただいま指名いたしました協議委員の諸君は、
本会議休憩後直ちに議長応接室に御参考の上、協
議委員議長、副議長各一名を互選されることを望
みます。

二号 港湾法及び各省各庁を港湾運営会社と設けることなどあります。

本案は、去る三月二十二日本委員会に付託され、二十三日大畠国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、二十五日 質疑を行い、討論の後、採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)、日程第三、平成二十年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求めるの件)、日程第四、平成二十年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調書(承諾を求めるの件)、右三件を一括して議題といたします。

○議長(横路孝弘君) これより採決に入ります。
まず、日程第二につき採決いたします。
本件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成
の諸君の起立を求めます。

○議長(横路孝弘君)　日程第一、港湾法及び特
　　営に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)

採決の結果、賛成多数をもつて原案のとおり採決すべきものと議決した次第であります。
なお、本案に対し附帯決議が付されました
以上、御報告申し上げます。（拍手）

めるの件)、右三件を一括して議題といたします。
す。

委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。国土交通委員長古賀

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

57

両件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

○議長（横路孝弘君） 起立多數。よつて、本案は
委員長報告のとおり可決いたしました。

○新藤義孝君　ただいま議題となりました平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書外二件につきまして、決算行政監視委員会による審査の結果文書を御報告申上いた

も委員長報告のとおり承諾を与えることに決まりました。

○古賀一成君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、港湾の種類について、特定重要港湾を廃止し、国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加すること、

日程第一 平成二十年度一般会計予備費使用
総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を
求めるの件)(第百七十三回国会、内閣提
出)(参議院送付)

日程第三 平成二十年度特別会計予算総則第
七条第一項の規定による経費増額総調書及
び各省各庁所管経費増額調書(承諾を求め
るの件)(第百七十三回国会、内閣提出)
(参議院送付)

予備費開催の二件は、財政法の未定等に基いて、決算調整資金からの歳入組み入れは、決算調整資金に関する法律の規定に基づき、それぞれ国会の事後承諾を求めるもので、さきの第百七十六回国会において、本院では承諾の議決はありましたが、参議院において継続審査となり、今国会に入つて、去る二月十六日、承諾の議決が行われた後、本院に送付され、即日決算行政監視委員会に付託されたものであります。

○議長(横路孝弘君)　日程第五、内閣府設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長荒井聰君。

第三に、国が行う港湾工事の対象に、国際戦略港湾における一定の国際海上コンテナ埠頭の荷役さばき地に係る港湾工事を追加すること。

○議長（横路孝弘君） 日程第一、平成二十年度二
　　歳入組入れに関する調書（承諾を求めるの
　　件）（第百七十三回国会、内閣提出）（参議院
　　送付）

委員会におきましては、去る三月二十五日採決の結果、各件はいづれも全会一致をもって承諾を与えるべきものと議決いたしました。

〔荒井聰君登壇〕
○荒井聰君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、内閣府の所掌事務として、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業または事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関することを追加するものであります。

本案は、去る三月二十二日本委員会に付託され、翌二十三日片山国務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、二十五日に質疑を行い、同日、質疑を終局し、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(横路孝弘君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 日程第六、展覧会における美術品損害の補償に関する法律案 第百七十六回国会、内閣提出(参議院送付)

本件は、去る三月一日衆議院において原案のとおり可決されましたが、本日参議院において否決されましたため、両院協議会を開くこととなつたものであります。

両院協議会協議委員は、先ほどの本会議において議長より指名されました後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行いました。その結果、議長には私が、副議長には中川正春君が当選いたしました。

引き続き、両院協議室に両院の協議委員が参集いたしまして、くじにより、衆議院側において議長を務めることになりました。

両院協議会においては、まず最初に、衆議院側から可決した趣旨について説明を聴取し、続いて、参議院側から否決した趣旨について説明を聴取した後、各協議委員から、本予算の経済・雇用対策としての有効性等について、また、特に今次の未曾有の大災害に対する支援の点からもさまざまに意見が述べられ、協議が行われましたが、両院の一一致を見るに至らず、両院協議会としましては、成案を得るに至らなかつたものとして、これを各議院にそれぞれ報告することとし、両院協議会は終了いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案及び同報告書

[本号末尾に掲載]

○議長(横路孝弘君) この際、暫時休憩いたします。

午後二時三十四分休憩

いたしまして、くじにより、衆議院側において議長を務めることになりました。

両院協議会におきましては、まず最初に、衆議院側から可決した趣旨について説明を聴取し、続いて、参議院側から否決した趣旨について説明を聴取した後、各協議委員から、本予算の経済・雇用対策としての有効性等について、また、特に今次の未曾有の大災害に対する支援の点からもさまざまに意見が述べられ、協議が行われましたが、両院の一一致を見るに至らず、両院協議会としましては、成案を得るに至らなかつたものとして、これを各議院にそれぞれ報告することとし、両院協議会は終了いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○田中真紀子君登壇

午後五時十二分開議

○議長(横路孝弘君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後二時三十四分休憩

○田中真紀子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、國民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、その主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を創設しようとするものであります。

本案は、前国会、本院において修正議決され、参議院において継続審査となっていたもので、去る二十五日、参議院において修正議決され、施行期日を「公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日」に改める等の修正の上、本院に送付され、本委員会に付託されました。

本委員会においては、同日採決の結果、全会一致をもって参議院送付案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 平成二十三年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員議長の報告

○議長(横路孝弘君) 平成二十三年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員議長から報告書が提出されました。よつて、この際、協議委員議長の報告を求めます。中井治君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 平成二十三年度一般会計予算外二件両院協議会の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(横路孝弘君) 平成二十三年度一般会計予算外二件両院協議会の経過及び結果を御報告申し上げます。

○議長(横路孝弘君) 平成二十三年度一般会計予算外二件両院協議会の経過及び結果を御報告申し上げます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 平成二十三年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員議長から報告されました。よつて、この際、協議委員議長の報告を求めます。中井治君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 平成二十三年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員議長から報告されました。よつて、この際、協議委員議長の報告を求めます。小宮山泰子君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 平成二十三年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員議長から報告されました。よつて、この際、協議委員議長の報告を求めます。石田真敏君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

以上、御報告申し上げます。(拍手)

国民生活等の混乱を回避するための地方税法

の一部を改正する法律案(石田真敏君外四名提出)

○議長(横路孝弘君) 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長原口一博君。

〔原口一博君登壇〕

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○原口一博君 討論の問題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成二十三年度の税制改正に係る地方税法等の混乱を回避する観点から、平成二十一年三月三十日に期限の到来する租税特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○原口一博君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成二十三年度の税制改正に係る地方税法等の混乱を回避する観点から、平成二十一年三月三十日に期限の到来する事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税及び事業所税に係る税負担軽減措置等について、その期限を暫定的に同年六月三十日まで延長する措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月二十二日本委員会に付託され、本日、提出者石田真敏君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

本案は、去る三月二十二日本委員会に付託され、本日、提出者石田真敏君から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決を行いましたところ、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、去る三月二十二日本委員会に付託され、本日、提出者石田真敏君から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決を行いましたところ、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔石田勝之君登壇〕

法律案に賛成の立場で討論いたします。(拍手)

○石田勝之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成二十二年度の税制改正に係る所得税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成二十三年四月一日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年三月三十日に期限の到来する租税特別措置等について、その期限を暫定的に同年六月三十日まで延長するものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

〔原口一博君登壇〕

○小宮山泰子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

野田毅君外三名提出、国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

野田毅君外三名提出、国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔秋葉賢也君登壇〕

討論に先立ち、今回の東日本巨大地震・津波災害により、とうとい命を亡くされた皆様の御冥福をお祈りするとともに、御遺族の皆様に対し、衷心よりお悔やみを申し上げます。また、被災された方々に対しても、心よりお見舞いを申し上げます。

そして、何よりも、いまだ被害の全容が明らかにならない、想像を絶する困難な状況のもとにおいて懸命な救援活動を続けていたいる自衛隊、警察、消防を初め関係者の皆様に対し、被災地選出の議員として、心より感謝申し上げますとともに、敬意を表します。

さて、現在、政府・与党においては、被災者の救助・救護活動、また福島原子力発電所の復旧活動、さらには二次被害の防止等に全力を傾注されています。

しかししながら、戦後最悪、否、史上最大の被害をもたらした今般の大震災によって被災された皆様は、依然として、極めて過酷な生活を余儀なくされていると承知いたしております。

宮城県においては、震災から十九日目の今日ににおいてもなお次々と遺体が発見されており、宮城県内だけで最終的には死者数は一万五千人以上になる見通しであります。

さらに、復旧を阻害しているガソリンや灯油などの燃料不足を初め、さまざま物資の物流が滞るといった事態は、いまだに解消されておりません。さらに、規制値を上回る放射性物質の検出による見通しであります。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、ただいま議題となりました国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔本号末尾に掲載〕

○秋葉賢也君 自由民主党の秋葉賢也です。

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、ただいま議題となりました国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

こうした危機的状況に直面し、私ども自由民主党は、責任ある野党として、国民生活を死守する覚悟を持つて対処しているところであります。本来であれば、政府・与党がリーダーシップを發揮し、この難局を開拓するための施策を的確に打ち出すべきところであります。これまでの予算や関連法案の国会審議における対応を見る限り、望むべくありません。

歳出の予算と、それを執行面で財政的に担保する歳入の国税並びに地方税法案は、切っても切り離せない表裏一体の関係であります。そのため、衆議院で予算審議をしているときから、私ども自由民主党を初め野党各党は、予算と関連法案を一休として参議院に送ることこそが憲政の常道であると一貫して主張してまいりました。しかしながら、与党は、予算の衆議院通過を焦る余り、三月一日の午前二時開会の本会議でそれを押し通すという非常識きわまりない振る舞いをいたしました。

これに対し、その後の財務金融委員会では、野党各党は、歳出歳入は一体であるという原則をおも堅持し、先行して送られてきた予算に追いついて参議院で国税法案も一体で審議に付すべく、野党時代の民主党がほとんど応じてこなかつた夜なべ審議を進んで受け入れて協力してきたにもかかわらず、民主党は、税法本体の結論を出すことに二の足を踏み続けております。

そもそも、ばらまきだらけの予算と、財源あさりに終始する民主党政権の税法は、この国の財政を破綻に向かわしめるものであります。予算審議を通じてマニフェストの破綻が明らかにされたにもかかわらず、予算のみを参議院に送る一方で税法を衆議院にとどめ置くといふ行為は、法案の中

身の見直しを事実上拒否するに等しいものであり、熟議の国会とは名ばかりであることを示すことにはなりません。

また、税法を原案のまま参議院に送付しても、予算と異なり、そのままの形では成立が見込めない現状において、何の展望もなく予算のみを参議院に送付することは、責任与党にあるまじき行為であり、無責任きわまりないやり方であることを恥ずべきであります。

民主党のこうした非常識かつ無責任な対応によつて、税法本体の審議がおくれ、三月末日の租税特別措置等の適用期限到来を目前にしてもその成立の見通しが立っていないことになんがみ異時異例の措置として、自公両党は、つなぎ法案としての本法律案を提出しているわけであります。

そもそも平成二十三年度政府税制改正大綱は、日本経済の活性化、国民生活の向上に資する改正とはほど遠い内容のものであり、理念なき個人課税強化と、大衆受けをねらうかのような高所得者への増税、すなわち、給与所得控除や成年扶養控除、相続税の見直し等で、結局は、ばらまき政策の財源としてその負担を個人に押しつける形になつてゐるわけであります。

仮に税法本体が年度内に成立しない場合には、四月一日以降、国民生活に重大な影響が及ぶことになります。このような事態は、現下の厳しい経済状況にあって、是が非でも回避しなければなりません。

しかしながら、その一方で、租税特別措置の延長については、三年前の第百六十九回通常国会で、当時、政局一辺倒主義の野党民主党が、ガソリン値下げ隊などという徒党を組んで、本会議に臨む当時の河野洋平議長を実力行使で阻もうとす

るなど、国民の代表たる国会議員にあるまじき醜態を演じ、国権の最高機關たる立法府の権威を著しく失墜せしめたあげく、国民生活をいたずらに混乱させたのみという事実があつたことを、私は忘れるわけにはいきません。

また、公約違反の代表例の一つになつています。結局のところ、国民に混乱と負担を強いただけであり、荒唐無稽なマニフェストを優先するパフォーマンス政治がいかに有害であるかを示す好例であります。

今国会においても、我々が主張するばらまき天国の見直しには触れずに、予算や関連法案が成立しないのはあたかも野党のせいだと責任転嫁し、国民の生活が第一ではなく、政権の継続維持が第一の政治を繰り広げているのが実態であります。私ども自由民主党は、現在野党になつたとはいえ、法案を人質にとって国民生活をいたずらに脅かすような子供じみた政治は決して行いません。

こうした経緯をかんがみたとき、歳出歳入一体で参議院へ予算と関連法案を送るべき憲政の常道を踏み外した与党民主党と、野党に転落したとはいえ、国民生活を守るために、あえてこのつなぎ法案を提出し、肅々と成立させようとする自公両党と、どちらが責任感を持つて国政に臨んでいるのか、国民の皆様には一目瞭然だと存じます。

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(横路孝弘君) これにて討論は終局いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よつて、本案は

委員長報告のとおり可決いたしました。

○小宮山泰子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

城島光力君外六名提出、国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進めらることを望みます。

官 報 (号 外)

し、政府提出法案を撤回しないことは、つなぎ法案の次には政府提出の二十二年度法案を通じて、その目的が、まさに多くの国民が疑問を呈している子ども手当の延命を図るものである以上、同法案を到底認ることはできません。

また、平成二十二年度の子ども手当法そのものが単年度の时限立法であり、さらに、平成二十三年度の子ども手当法も、恒久法ではなく、一年間つなぐだけのものであります。その成立が困難と見るや、さらにつなぎ法案を出すという手品師さんがいの手法は、さらに細切れにつなごうとするだけのものであります。

その場しのぎの対応の繰り返しでは、子育て世帯において、子ども手当を安心して子供のために使おうということには全くなり得ません。

反対の第四の理由は、そもそも子ども手当の必要性と効果が全く不明確であるということであります。

昨年九月に政府が行った調査によれば、約四割の方々が子ども手当を貯蓄や保険料に充てるとして、既に使い道を決めていた方々の約四割が、子供のため以外に支出したと答えて います。

政府は、子ども手当を支給すること自体が目的であるかの主張をしていますが、そうした主張をくみすることは全くできません。こうした非常事態の中で、子供のために必ずしも使われていない子ども手当を支給することが、本当に必要なのであります。

反対の第五の理由は、この法案では、国外に居住する外国人の子供への支給は続く一方で、児童

また、市町村が強く希望していた学校給食費などの天引きも実施できません。これでは、地方負担を不承認めた市町村との約束がほこにされたということではないでしょうか。半年間の暫定措置であるとしても単なるつなぐだけの法案を提出する姿勢は全くの怠慢であります。

私たちの国日本は、まさに国難に遭遇しております。春の選抜高校野球の開会式において、我が地元岡山の創志学園野山主将の選手宣誓は、その内容と、真摯に宣誓する姿で、多くの方に感動を与え、頑張ろうという気持ちを鼓舞いたしました。

マニフェストは国民との約束であり、その実現こそすべてとばかりに巨額の支出を伴う子ども手当を支給し続けることが、国家の非常事態の中で、国民の生命と生活を守ることに本当につながるのでしようか。この国の再生、創生につながるのでしょうか。

今、私たちがやるべきことは、子ども手当のばらまきを続けることではなく、財源の確保を含め、予算、法律などあらゆる手だてを尽くして、被災されている方が、国民の一人一人が、あすに向けての希望を胸に抱き、持てる力を最大限發揮していただける状況をつくり上げることではないでしょうか。その点を民主党の皆さんに改めて申し上げて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長 横路孝弘君 これにて討論は終局いたしました。

○議長(横路孝弘君)	本案の委員長の報告は可決であります。本案を採決いたします。
○議長(横路孝弘君)	委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)	
○議長(横路孝弘君)	起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。
○議長(横路孝弘君)	本日は、これにて散会いたします。
午後五時四十六分散会	
出席國務大臣	
内閣總理大臣	菅直人君
國務大臣	片山善博君
國務大臣	江田五月君
國務大臣	松本剛明君
財務大臣	野田佳彦君
文部科學大臣	高木義明君
厚生労働大臣	細川律夫君
農林水產大臣	鹿野道彦君
經濟產業大臣	海江田万里君
國土交通大臣	大畠章宏君
環境大臣	松本龍君
防衛大臣	北澤俊美君
國務大臣	枝野幸男君
國務大臣	大畠玄葉光一郎君
國務大臣	自見庄三郎君
國務大臣	中野寛成君

○議長の報告
（議決通知）

一、去る二十五日、鬼塚事務総長から今野裁判官弾劾裁判所裁判長及び橋本參議院事務総長あて、本院は、裁判官弾劾裁判所裁判員を次のとおり補欠選任した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

西村智奈美君（土肥隆一君の補欠）

一、去る二十五日、本院は、政治資金適正化委員会委員を次のとおり指名した旨參議院に通知した。

政治資金適正化委員会委員

上田 廣一君	小見山 満君
日出 雄平君	谷口 將紀君
牧之内隆久君	

（通知書受領及び通知）

一、去る二十五日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律

一、去る二十五日、西岡參議院議長から横路議長あて、參議院は政治資金適正化委員会委員を次のとおり指名した旨の通知書を受領した。

政治資金適正化委員会委員

上田 廣一君	小見山 満君
日出 雄平君	谷口 将紀君
牧之内隆久君	

また同日、国会は右のとおり指名した旨内閣に通知し、その旨參議院に通知した。

國務大臣 与謝野馨君
國務大臣 蓮舫君

官報(号外)

平成二十三年三月二十九日

衆議院会議録第十二号

議長の報告

八

(理事補欠選任)

一、去る二十五日、決算行政監視委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 小林 興起君 (理事平山泰朗君去る一月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 辻 恵君 (理事三月大造君去る一月二十四日委員辞任につきその補欠)

理 事 辻 恵君 (月二十四日委員辞任につきその補欠)

理 事 辻 恵君 (月二十四日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 阿久津幸彦君

補欠 村越 祐民君

辞任 岸本 周平君

補欠 大泉ひろこ君

辞任 未松 義規君

補欠 森本 哲生君

辞任 西村智奈美君

補欠 稲見 哲男君

辞任 福島 伸享君

補欠 岸本 周平君

辞任 小泉進次郎君

補欠 長島 忠美君

辞任 大泉ひろこ君

補欠 浜本 宏君

辞任 坂本 哲志君

補欠 稲見 哲男君

辞任 村越 祐民君

補欠 森本 哲生君

辞任 熊谷 貞俊君

総務委員 辞任 大野 功統君

渡辺 義彦君

水野 智彦君

奥野総一郎君

水野 智彦君

奥野総一郎君

水野 智彦君

伊東 良孝君

小泉進次郎君

水野 智彦君

奥野総一郎君

水野 智彦君

奥野総一郎君

伊東 良孝君

小泉進次郎君

あべ 俊子君

渡辺 義彦君

渡辺 義彦君

渡辺 義彦君

渡辺 義彦君

渡辺 義彦君

渡辺 義彦君

吉田 泉君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(議院運営委員)

一、昨二十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

官 報 (号 外)

各分野の公共事業について、昭和五十五年度～平成元年度、平成二年度～平成十一年度、平成十二年度～平成二十一年度の各十年間の決算ベースの支出合計額（一般会計・特別会計及び一般会計と特別会計の重複を除いた純計）。なお、港湾整備については、全体額だけでなく、東京都・神奈川県・千葉県・愛知県・大阪府・兵庫県の港湾整備を除外した金額も算出する。

空港整備については、全体額だけでなく、羽田空港・中部国際空港・関西国際空港を除外した金額も算出する。

三 平成二年度～平成十一年度 平成十二年度～平成二十一年度（昭和五十五年度～平成元年度、平成二年～平成十一年度、平成十二年～平成二十一年度）の比較による、治山治水対策、道路整備、港湾整備、空港整備、住宅対策、都市環境整備、下水道、水道施設整備、農業農村整備、林道整備、森林整備の各分野の公共事業が果たした役割・効果（経済効果・都市と地方の格差是正効果・雇用下支え効果）についての、政府の評価如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第一三五号

平成二十三年三月二十五日

内閣総理大臣 普 直人

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員金子一義君提出社会資本整備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員金子一義君提出社会資本整備に関する質問に対する答弁書
一について
昭和五十五年度から平成元年度まで、平成二

兆千百二十五億円、約十七兆七千三百九十五億円、約十三兆二千七百六十五億円、道路整備が、約十八兆七千三百五十三億円、約三十兆百億円、約二十一兆千四百六十八億円、港湾整備が、約二兆五千四百九十九億円、約四兆五百三十八億円、約三兆二百八十九億円、空港整備が、約九千四百二十七億円、約一兆四千三百九十八億円、約一兆七千百六十二億円、住宅対策が、約九兆六千二百十六億円、約十三兆八千八百九十一億円、約九兆三千二百二十一億円、都市環境整備が、約千二百八十一億円、約一兆五百三十三億円、約八兆千百九十九億円、下水道が、約六兆九千二百三十三億円、約十二兆二千七百二十億円、約八兆六千百二十九億円、水道

年度から平成十一年度まで及び平成十二年度から平成二十一年度までの各期間の一般会計歳出決算における公共事業関係費の支出額は、それぞれ、約七十兆八千七百二十八億円、約百十三兆千四百八十六億円、約八十八兆千百七十億円である。

なお、これら各期間の特別会計歳出決算における公共事業関係費の支出額及び各期間の一般会計歳出決算と特別会計歳出決算を合算し重複を除いた純計ベースの公共事業関係費の支出額については、平成十九年度以前にこれらを整理した資料がないことから、お答えすることは困難である。

二について

昭和五十五年度から平成元年度まで、平成二十一年度から平成十一年度まで及び平成十二年度から平成二十一年度までの各期間の一般会計歳出決算における公共事業関係費の事業区分ごとの支出額は、それぞれ、治山治水対策が、約十一兆千百二十五億円、約十七兆七千三百九十五億円、約十三兆二千七百六十五億円、道路整備が、約十八兆七千三百五十三億円、約三十兆百億円、約二十一兆千四百六十八億円、港湾整備が、約二兆五千四百九十九億円、約四兆五百三十八億円、約三兆二百八十九億円、空港整備が、約九千四百二十七億円、約一兆四千三百九十八億円、約一兆七千百六十二億円、住宅対策が、約九兆六千二百十六億円、約十三兆八千八百九十一億円、約九兆三千二百二十一億円、都市

環境整備が、約千二百八十一億円、約一兆五百三十三億円、約八兆千百九十九億円、下水道が、約六兆九千二百三十三億円、約十二兆二千七百二十億円、約八兆六千百二十九億円、水道

施設整備が、約一兆三千百六十四億円、約二兆七百十億円、約一兆三千四百八十三億円、農業農村整備が、約八兆九千七百二十二億円、約十四兆八百七十六億円、約八兆五千八百四十億円、森林整備が、約一兆二千三百四十五億円、約二兆七百三十三億円、約一兆九千四百四十一億円である。公共事業関係費の事業区分については、事業名の変更等を行っていることから、現行の事業区分に合わせて整理をしている。

なお、これら各期間の特別会計歳出決算における公共事業関係費の事業区分及び各期間の一般会計歳出決算における公共事業関係費の事業区分ごとの支出額及び各期間の一般会計歳出決算と特別会計歳出決算を合算し重複を除いた純計ベースの公共事業関係費の事業区分ごとの支出額並びに各期間の一般会計歳出決算における港湾整備全体の支出額から羽田空港、中部国際空港及び関西国際空港に係る支出額を除した金額並びに空港整備全体の支出額から羽田空港、中部国際空港及び関西国際空港に係る支出額を除した金額については、これらを整理した資料がないことから、お答えすることは困難である。

三について

昭和五十五年度から平成元年度まで、平成二十一年度から平成十一年度まで及び平成十二年度から平成二十一年度までの各期間におけるお尋ねの「各分野の公共事業が果たした役割・効果（経済効果・都市と地方の格差是正効果・雇用下支え効果）」については、政府としてそのような分析は行っておらず、お答えすることは困難であるが、公共事業による社会資本整備の効果には、総需要に与える効果と社会資本の提供がもたらす事業効果があると考えている。

一方、公共事業による社会資本整備に本来期待される効果は、生産能力や効率を高める機能、安全を確保する機能、生活の質を高める機能等の社会資本の提供がもたらす事業効果であり、地域の生活の安心や活性化に寄与してきたものと考えている。

政府としては、豊かで活力のある経済社会の構築に向けて、真に必要な社会資本整備を戦略的かつ重点的に進めることが重要であると考えている。

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成二十三年二月四日

内閣総理大臣 普 直人

内閣総理大臣 普 直人

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律

〔港湾法の一部改正〕

第一条 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項を次のように改める。
2 この法律で「国際戦略港湾」とは、長距離の

港湾管理者に対し、それぞれ港湾計画を変更することを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る港湾計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた港湾管理者は、当該提案に基づき港湾計画を変更するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、港湾計画を変更しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

第十二条第四項を次のように改める。

4 第一項第十三号に規定する料率表においては、港務局が自ら定めた料金に係る料率のほか、第四十五条第一項若しくは第二項の規定により提出を受けた書面に記載された料率又は同条第五項の規定による通知に係る料率を記載しなければならない。

第四十五条第一項中「徴収しよう」を「港湾運営会社が收受する次項の国土交通省令で定める料金を除く。」を收受しよう」に改め、同条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 港湾運営会社は、その運営する埠頭群の利用に関する料金として国土交通省令で定める料金を收受しようとするときは、料率を定め、その指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者に料率を記載した書面を提出しなければならない。

3 前項の規定により港湾運営会社から書面の提出を受けた国土交通大臣又は国際拠点港湾

の港湾管理者は、当該書面に記載された料率が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該港湾運営会社に対し、期限を定めてその料率を変更すべきことを命ずることが示しなければならない。

一 特定の利用者に對し不当な差別的取扱いをするものであるとき。

二 社会的経済的事情に照らして著しく不適切であり、利用者が当該埠頭群を利用することを著しく困難にするおそれがあるものであるとき。

4 第四十三条の十一第十項の規定は、国土交通大臣が前項の規定による命令をしようとする場合について準用する。

5 国土交通大臣は、第二項の規定による書面の提出を受けた場合において、第三項の規定による命令をしないこととしたときは、当該港湾運営会社の指定に係る国際戦略港湾の港湾管理者に当該書面の内容を通知するものとする。

第五十条の四を削る。

第五十条の五の見出しを「(国際戦略港湾運営効率化協議会)に改め、同条第一項を次のように改める。

国土交通大臣、国際戦略港湾の港湾管理者の長その他の関係行政機関の長又はこれらの指名する職員及び国際戦略港湾の港湾運営会社は、国際戦略港湾(第四十三条の十一第二項の規定による)以上の国際戦略港湾の指定があつた場合にあつては、当該(以上)の国際戦略港湾。以下この条において同じ。)ごとに、当該国際戦略港湾に係る埠頭群の一体的な運営による当該国際戦略港湾の運営の効率化に關し必要な協議を行うため、国際戦略港湾運営効率化協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

第五十条の五中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条を第五十条の四とする。

第五十四条第一項中「昭和二十三年法律第七十三条」を削る。

第五十四条の三第一項中「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」を「重要港湾」に、「岸壁その他の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設その他の国土交通省令で定める係留施設以外の港湾施設(特定国際コンテナ埠頭を除く。)」を「埠頭」に改める。

第五十五条の見出し中「特定国際コンテナ埠頭」を「埠頭群」に改め、同条第一項中「特定国際コンテナ埠頭」を「その指定を受けた港湾運営会社が運営する埠頭群」に、「認定運営者」を「当該港湾運営会社」に改め、同条第二項中「前項の」を「前項の規定による」に、「位置及び名称、貸付けの時期その他国土交通省令で定める事項」を「貸付けの期間」に、「特定港湾管理者を当該港湾運営会社の指定に係る国際戦略港湾の港湾管理者」に改め、同条第三項中「第一項の」を「第一項の規定による」に改め、同条第四項中「特定港湾管理者」を「国際戦略港湾の港湾管理者」に、「特定国際コンテナ埠頭」を「第四十一条第一項の規定による指定を受けた港湾運営会社が運営する埠頭群」に、「認定運営者」を「当該港湾運営会社」に改め、同条第八項中「特定国際コンテナ埠頭」を「埠頭群」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第四項

の」を「第五項の」に、「特定港湾管理者」を「国際拠点港湾の港湾管理者」に、「認定運営者」を「その指定を受けた港湾運営会社」に、「第五十五条第四項」を「第五十五条第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第一項の貸付けについて」を「第一項の規定による貸付けについて、同法第二十一条、第二十三条及び第二十

四条の規定は第五項の規定による貸付けについてに、「第四項の」を「第四項又は第五項の規定による」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 第四項の規定により国際戦略港湾の港湾管理者が同項に規定する行政財産を第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた港湾運営会社に貸し付ける場合における第四十六条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「又は貸付を受けた者」と、「三年の期間内である場合」とあるのは「三年の期間内である場合」又は第五十五条第四項の規定により貸付けをする場合」とする。

第五十五条第五項中「及び前項」を「第四項又は前項」に、「及び第四条」を「第四条、第十三条及び第十四条」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 国際拠点港湾の港湾管理者は、国有財産法第十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかるわらず、その指定を受けた港湾運営会社が運営する埠頭群を構成する国有財産法第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産法第二百三十八条第一項又は地方自治法第二百三十八条第二項の規定にかかるわらず、その指定を受けた港湾運営会社に貸し付けることができると当該港湾運営会社に貸し付けることができると

官 報 (号 外)

第五十五条の八の見出し中「特定国際コンテナ埠頭」を「埠頭群」に改め、同条第一項中「特定港湾管理者が認定運営者」を「国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者が港湾運営会社」に、「特定国際コンテナ埠頭」を「埠頭群」に、「特定港湾管理者」を「港湾管理者」に改め、同条第二項中「特定港湾管理者」を「国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者」に、「認定運営者」を「港湾運営会社」に改める。

三万円」を「三十万円」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第四項を同条第八項とし、同項の

一 第四十三条の二十一第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第六十一条第三項、第四項、第六項又は第八項に改め、同条を第六十三条とする。

対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者

第六十一条中第一項を第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

規定による検査を指す。奴隸若しくは忌避した者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十三条の二十一第一項又は第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは

第六十三条中第二項を第三項とし、第一項を
百万円以下の罰金に処し 又はこれを併科す
る。

第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

その違反行為をした港湾運営会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、五十万円以下の過料に

一 第四十三条の十二第一項の規定による認
處する。

可を受けないで運営計画の変更をしたとき。

二 第四十三条の十八第一項の規定に違反して、埠頭群の運営の事業の全部を休止し、又は廃止すること。

又は廃止したとき

2
国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、その指定を受けた港湾運営会社に対し、その業務若しくは経理の状況に関する報告を求め、又はその職員に、その指定を受けた港湾運営会社の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ

二 第四十五条第二項の規定による書面の提出をしないで、又は提出した書面に記載された料率によらないで、料金を收受したとき。

三 第四十五条第三項の規定による命令に違反して、料金を收受したとき。

第六十一条中第二項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の一ヶ月若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

平成二十三年三月二十九日 衆議院会議録第十二号

十三年法律第七十三号)第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産からなるもののうち、その用途及び配置に応じて国土交通省令で定める基準に適合するものに限る)の總体をいう。(以下同じ。)を運営する者として指定することができる。

一 埠頭群の運営の事業の内容が当該国際戦略港湾の港湾計画に適合するものであること。

二 前号に掲げるもののほか、埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであること。

三 埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するものであること。

四 当該国際戦略港湾において埠頭群に含まれない埠頭を運営する場合にあつては、当該埠頭と埠頭群とを一体的に運営することが当該国際戦略港湾における埠頭群の運営の効率化に資するものであること。

2 その埠頭群を一体的に運営することが国際競争力の強化に資するものとして国土交通大臣が指定する二以上の国際戦略港湾に係る前項の規定による指定は、当該二以上の国際戦略港湾の埠頭群について、一体として一を限つてするものとする。この場合において、同項目中「当該国際戦略港湾」とあるのは、「当該申請に係る二以上の国際戦略港湾」とする。

3 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 国土交通大臣は、第二項の規定による指定について指定の事由がなくなつたと認めるとときは、当該指定を取り消すものとする。

5 第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

6 國際拠点港湾の港湾管理者は、次に掲げる要件を備えていると認められる株式会社を、その申請により、一を限つて、当該国際拠点港湾における埠頭群を運営する者として指定することができます。

一 埠頭群の運営の事業の内容が当該国際拠点港湾の港湾計画に適合するものであること。

二 前号に掲げるもののほか、埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであること。

三 埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するものであること。

四 当該国際拠点港湾において埠頭群に含まれない埠頭を運営する場合にあつては、当該埠頭と埠頭群とを一体的に運営することが当該国際拠点港湾における埠頭群の運営の効率化に資するものであること。

7 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、第一項又は前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項又は前項の規定による指定をしないものとする。

一 取締役及び監査役(委員会設置会社にあっては、取締役及び執行役。次号において「役員」という。)のうちに、成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けた復権を得ない者があること。

二 役員のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないこと。

8 國土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、第一項又は第六項の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該申請の内容を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

9 前項の規定により縦覧に供された申請の内容について利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までの間に、当該縦覧をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者に意見書を提出することができる。

10 國土交通大臣は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る国際戦略港湾の港湾管理者の同意を得なければならない。

11 国際拠点港湾の港湾管理者は、第六項の申請に係る埠頭群が次に掲げる港湾施設を含むものである場合において、同項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。

12 一 国有財産法第三条第二項に規定する行政財産である港湾施設

二 その工事の費用を国が負担し、又は補助した地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産である港湾施設

13 国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、第一項又は第六項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該指定を受けた者(以下「港湾運営会社」という。)の商号及び本店の所在地を公示しなければならない。

14 國土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、前項の規定による届出があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

15 第四十三条の十二 前条第一項又は第六項の規定による指定を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者に提出しなければならない。

一 商号及び本店の所在地

二 次に掲げる事項を記載した埠頭群の運営の事業に関する計画(以下「運営計画」という。)

イ 埠頭群(当該港湾において埠頭群に含まれない埠頭を運営する場合にあつては、当該埠頭を含む。)及びハにおいて同一の埠頭群(当該埠頭群に含まれない埠頭を運営する場合にあつては、当該埠頭を含む。)において施設又は役務を提供する時間

ロ 埠頭群の運営に必要な荷さばき施設その他の国土交通省令で定める港湾施設であつて、自らその建設又は改良を行うものの位置、種類、構造その他の国土交通省令で定める事項

ハ 埠頭群の運営の体制に関する事項として国土交通省令で定めるもの

ニ イからハまでに掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、事業収支見積書その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

(運営計画の変更)

第四十三条の十三 港湾運営会社は、運営計画を変更しようとするときは、その指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者の認可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 第四十三条の十一第一項(第三号を除く。)の規定は前項の国土交通大臣の認可について、同条第六項(第三号を除く。)の規定は前項の国際拠点港湾の港湾管理者の認可について、それぞれ準用する。

3 第四十三条の十一第十項の規定は、国土交通大臣が第一項の認可をしようとする場合について準用する。

4 国際拠点港湾の港湾管理者は、その指定について第四十三条の十一第十一項の規定により国土交通大臣の同意を得た港湾運営会社について第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。

5 港湾運営会社は、第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨をその指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者に届け出なければならない。

(臨港地区内における行為の届出の特例)

第四十三条の十四 港湾運営会社が第四十三条の十一第一項若しくは第六項の規定による指定又は認可に係る運営計画に記載された該指定又は認可を受けたときは、当該指定又は認可に係る運営計画に記載された

第四十三条の十二第一項第二号口の国土交通省令で定める港湾施設の建設又は改良のう

ち、当該建設又は改良を行うに当たり、第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これら

の規定により届出をしたものとみなす。

(合併及び分割)

第四十三条の十五 港湾運営会社の合併及び分割の決議は、その指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第四十三条の十一第十項の規定は国土交通大臣が前項の認可をしようとする場合について、第四十三条の十三第四項の規定は国際拠点港湾の港湾管理者が前項の認可をしようとする場合について、それぞれ準用する。

3 国際拠点港湾の港湾管理者は、その指定について第四十三条の十一第十一項の規定により国土交通大臣の同意を得た港湾運営会社について第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣にその旨を通知しなければならない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による通知があつたときは、その通知をした国際拠点港湾の港湾管理者に対し、第一項の許可に關し必要と認める意見を述べることができる。

(指定の取消し)

第四十三条の十九 國土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、その指定を受けた港湾運営会社が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三条の十一第一項又は第六項の規定による指定を取り消すことができる。

一 埠頭群の運営の事業を適正に行うことができないと認められるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

(監督命令)

第四十三条の十七 國土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者は、埠頭群の運営の事業の適正な実施を確保するため必要があると認めると、その指定を受けた港湾運営会社に對し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 國土交通大臣は、前項の命令をするに当たり、必要があると認めるときは、当該港湾運営会社の指定に係る国際戦略港湾の港湾管理者に対し、意見を求めることができる。

(事業の休止及び廃止)

第四十三条の十八 港湾運営会社は、埠頭群の運営の全部を休止し、又は廃止しようとすればならない。

とするときは、その指定をした国土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理者の許可を受けなければならない。

2 第四十三条の十一第十項の規定は、国土交通大臣が前項の許可をしようとする場合について準用する。

3 第四十三条の十一第十一項の規定は国土交通大臣が第一項の規定による指定の取消しをしようとする場合について、前条第三項及び第四項の規定は国際拠点港湾の港湾管理者が第一項の規定による指定の取消しをしようとする場合について、それぞれ準用する。

(指定を取り消した場合における措置)

第四十三条の二十 國際戦略港湾の港湾運営会社は、前条第一項又は第二項の規定により第

四十三条の十一第一項の規定による指定を取り消されたときは、その指定に係る埠頭群の運営の全部を、当該国際戦略港湾の港

湾管理する者又は当該埠頭群の運営の事業の全部

を承継するものとして国土交通大臣が指定す

る港湾運営会社に引き継がなければならない。

3 國土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理

者は、前二項の規定により第四十三条の十一

第一項又は第六項の規定による指定を取り消されたとき

は、その指定に係る埠頭群の運営の事業の全

部を、当該国際拠点港湾の港湾管理者又は當

該埠頭群の運営の事業の全部を承継するもの

として当該国際拠点港湾の港湾管理者が指定

する港湾運営会社に引き継がなければならない。

取り消すものとする。

第一項又は第六項の規定による指定を取り消したときは、国土交通省令で定めるところに

より、その旨を公示しなければならない。

4 第四十三条の十一第十一項の規定は国土交通大臣が第一項の規定による指定の取消しをしようとする場合について、前条第三項及び第四項の規定は国際拠点港湾の港湾管理者が第一項の規定による指定の取消しをしようとする場合について、それぞれ準用する。

5 國土交通大臣又は国際拠点港湾の港湾管理

者は、前二項の規定により第四十三条の十一

第一項又は第六項の規定による指定を取り消されたとき

は、その指定に係る埠頭群の運営の事業の全

部を、当該国際拠点港湾の港湾管理者又は當

該埠頭群の運営の事業の全部を承継するもの

として当該国際拠点港湾の港湾管理者が指定

する港湾運営会社に引き継がなければならない。

い。

3 前二項に規定するもののほか、前条第一項又は第二項の規定により第四十三条の十一第一項又は第六項の規定による指定を取り消されたとき

は、

第一項又は第六項の規定により第四十三条の十一

第一項又は第六項の規定による指定を取り消されたとき

は、その指定に係る埠頭群の運営の事業の全

部を、当該国際拠点港湾の港湾管理者又は當

該埠頭群の運営の事業の全部を承継するもの

として当該国際拠点港湾の港湾管理者が指定

する港湾運営会社に引き継がなければならない。

い。

3 前二項に規定するもののほか、前条第一項又は第二項の規定により第四十三条の十一第一項又は第六項の規定による指定を取り消されたとき

は、

第一項又は第六項の規定により第四十三条の十一

第一項又は第六項の規定による指定を取り消されたとき

は、その指定に係る埠頭群の運営の事業の全

部を、当該国際拠点港湾の港湾管理者又は當

該埠頭群の運営の事業の全部を承継するもの

として当該国際拠点港湾の港湾管理者が指定

する港湾運営会社に引き継がなければならない。

い。

3 前二項に規定するもののほか、前条第一項又は第二項の規定により第四十三条の十一第一項又は第六項の規定による指定を取り消されたとき

は、

第一項又は第六項の規定により第四十三条の十一

第一項又は第六項の規定による指定を取り消されたとき

は、その指定に係る埠頭群の運営の事業の全

部を、当該国際拠点港湾の港湾管理者又は當

該埠頭群の運営の事業の全部を承継するもの

として当該国際拠点港湾の港湾管理者が指定

する港湾運営会社に引き継がなければならない。

い。

3 前二項に規定するもののほか、前条第一項又は第二項の規定により第四十三条の十一第一項又は第六項の規定による指定を取り消されたとき

は、

第一項又は第六項の規定により第四十三条の十一

第一項又は第六項の規定による指定を取り消されたとき

は、その指定に係る埠頭群の運営の事業の全

部を、当該国際拠点港湾の港湾管理者又は當

該埠頭群の運営の事業の全部を承継するもの

として当該国際拠点港湾の港湾管理者が指定

する港湾運営会社に引き継がなければならない。

い。

3 前二項に規定するもののほか、前条第一項又は第二項の規定により第四十三条の十一第一項又は第六項の規定による指定を取り消されたとき

は、

第一項又は第六項の規定により第四十三条の十一

第一項又は第六項の規定による指定を取り消されたとき

は、その指定に係る埠頭群の運営の事業の全

部を、当該国際拠点港湾の港湾管理者又は當

該埠頭群の運営の事業の全部を承継するもの

として当該国際拠点港湾の港湾管理者が指定

する港湾運営会社に引き継がなければならない。

い。

附則第二十五項中「附則第十五項から第十七項まで」を「附則第三項から第五項まで」に、「沖縄振興開発特別措置法」を「失効前の沖縄振興開発特別措置法」に、「附則第二十一項」を「附則第九項」に、「附則第二十二項若しくは第二十三項」を「附則第十項若しくは第十一項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第二十六項中「附則第二十一項」を「附則第九項」に、「沖縄振興開發特別措置法」を「失効前の沖縄振興開發特別措置法」に、「附則第二十二項若しくは第二十三項」を「附則第十項若しくは第十一項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第二十七項を第十五項とし、第二十八項を第十六項とし、附則第二十九項中「附則第二十七項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十七項とする。

附則第三十項中「附則第二十七項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十八項とする。

附則第三十一項中「附則第二十七項」を「附則第十五項」に改め、同項を附則第十九項とし、同項の次に次の見出し及び十二項を加える。

(特定の国際戦略港湾の港湾運営会社の指定に関する特例)

国土交通大臣は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第一号)附則第一条规定による二以上の国際戦略港湾の指定があつた場合にあつては、当該二以上の国際戦略港湾。以下この項及び附則第三十項において同じ。における第四十三条の十一第一項の申

請がなかつた場合又は同日から三月以内に同一の申請をした者の全てについて同項の指定をしないこととした場合であつて、当面同項の指定をする見込みがないと認めるときは、

その埠頭の管理運営の状況その他の状況を勘案して国際戦略港湾の埠頭群の区分を指定し、当該埠頭群の区分ごとに、次に掲げる要件を備えていると認められる株式会社を、その申請により、一を限つて、当該区分に係る埠頭群の部分(以下「特定埠頭群」という。)を運営する者(以下「特例港湾運営会社」という。)として指定することができる。

一 特定埠頭群の運営の事業の内容が国際戦略港湾の港湾計画に適合するものであること。

二 前号に掲げるもののほか、特定埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであること。

三 特定埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するものであること。

四 国際戦略港湾において特定埠頭群に含まれない埠頭 特定埠頭群の周辺の国土交通大臣が指定する区域内に存するものに限り、運営する場合にあつては、当該埠頭と特定埠頭群とを一体的に運営することが可能であることを運営する場合にあつては、当該埠頭と特定埠頭群との運営の効率化に資するものであること。

五 國土交通大臣は、前項の規定による埠頭群の区分の指定又は同項第四号の規定による二以上の国際戦略港湾の指定があつた場合にあつては、当該二以上の国際戦略港湾(第四十三条の十一第二項の申

は、附則第二十項の規定による埠頭群の区分の指定について準用する。

23 國土交通大臣は、附則第二十項の規定による埠頭群の区分の指定をしたときは、その日から起算して四年を経過する日までの間(前項において準用する第四十三条の十一第四項の規定により埠頭群の区分の指定を取り消す場合にあつては、当該取消しを行うまでの間)は、同条第一項の規定による指定を行わないものとする。

24 附則第二十項の申請は、同項の規定による埠頭群の区分の指定があつた日から起算して一年を経過する日までの間に限り行うことができる。

25 第四十三条の十一第七項から第十項まで及び第四十三条の十二の規定は、附則第二十項の規定による特例港湾運営会社の指定について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「埠頭群」とあるのは「附則第二十項に規定する特定埠頭群」と、「埠頭を運営する」とあるのは「埠頭附則第二十項第四号の国土交通大臣が指定する区域内に存するものに限る。」を運営する」と読み替えるものとする。

26 附則第二十項の規定による指定を受けた特例港湾運営会社については、同項の規定による指定を第四十三条の十一第一項の規定による指定と、当該特例港湾運営会社を同項の規定による指定を受けた港湾運営会社と、特定埠頭群を埠頭群とそれぞれみなして、この法律及び特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の規定を適用する。この場合において、第四十三条の十三第二項中「第四

十三条の十一第一項」とあるのは、「附則第二十項」とする。

27 附則第二十項の規定による特例港湾運営会社の指定は、同項の埠頭群の区分の指定があつた日から起算して四年を経過する日限り、その効力を失う。

28 特例港湾運営会社は、前項の規定により附則第二十項の規定による指定の効力が失われたときは、その指定に係る特定埠頭群の運営の事業の全部を、当該特定埠頭群に係る国際戦略港湾の港湾管理者又は当該国際戦略港湾に係る第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた者に引き継がなければならぬ。

29 第四十三条の二十第三項の規定は、前項に規定する場合について準用する。

30 附則第二十項の規定による埠頭群の区分の指定があつた日から起算して四年を経過する日において、当該指定に係る国際戦略港湾における特定埠頭群の全てを同一の特例港湾運営会社が同項の規定による指定を受けたものとみなす。

31 長距離の国際海上コンテナ運送の用に供される国土交通省令で定める規模以上の埠頭を有する国際拠点港湾であつて、コンテナ取扱量その他の国土交通省令で定める事情を勘案

22 第四十三条の十一第四項及び第五項の規定

各号に定める罰金刑を、その人に対しても各本条の罰金刑を科する。
一 第十七条 二億円以下の罰金刑
二 第十八条 一億円以下の罰金刑
三 第十九条 同条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
（罰則）
第十七条 第四条の三第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第十八条 第四条第一項又は第四項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第四条第二項の規定による対象議決権保有届出書を提出せず、又は虚偽の記載をした対象議決権保有届出書を提出した者
第三十条 第十二条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした指定会社の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条中港湾法第三条の二第二項に一号を加える改正規定及び同法第三条の三第二項の改正規定並びに附則第三条第一項及び第三項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
二 第二条前号に掲げる改正規定を除く。)及び第三条並びに附則第三条第二項及び第四項から第九項まで並びに附則第十七条から第二十一条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
三 附則第十六条の規定 この法律の公布の日又は地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第二号)の公布の日のいずれか遅い日
(第一条の規定による改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の港湾法(以下「第一条による改正前の法」という。)第二条の規定による改正後の港湾法(以下「第二条による改正後の法」という。)第二条第一項又は第六項の規定による指定を受けようとする者は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、第二条による改正後の法第四十三条の十一第二項及び第三項の規定により行うことができる。
3 第二条による改正後の法第四十三条の十一第二項の規定による指定及び同条第三項の規定による公示は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前においても、第二条による改正後の法第四十三条の十一第二項及び第三項の規定により行うことができる。
4 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に国際戦略港湾又は国際拠点港湾において第二条による改正前の法第五十四条の三第七項の規定による行政財産の貸付けを受けている者については、同条第二項の認定並びに同条第十一項及び第十二項の規定は、当該貸付けに係る契約の期間が満了するまでの間は、なおその効力を有する。
5 前項に規定する者に係る同項に規定する行政財産の貸付けについては、第二条による改正前の法第五十四条の三第七項から第九項まで及び第十三項の規定は、当該貸付けに係る契約の期間が満了するまでの間は、なおその効力を有する。
6 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第二条による改正前の法第五十五条第一項又

一号の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「重要港湾」を「国際戦略港湾等」に改め、「規定する」の下に「国際戦略港湾 国際拠点港湾又は」を加える。

第三十七条中「重要港湾」を「国際戦略港湾等」に改める。

第十五条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「重要港湾」を削り、「の重要な港湾をいう。」を「に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改める。

第十六条 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十一条のうち、港湾法第四条第四項の改正規定中「関係地方公共団体より同項の規定による」を「関係地方公共団体から同項の」に、「又は同項」を「又は同項」に、「議会」を「議会」に削り、「左の」を「次に掲げる」に、「重

要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改め、同条第九項の改正規定中「第七項」を「第七項」に改め、「の規定による」及び「（且つ）」を「かつ」に削り、同条第七項に各号を加える改正規定中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改め、同法第六十条第一号の改正規定中「同意」の下に「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は」を加える。

第三十三条のうち道路法第七条の改正規定中

「第七条第一項中「且つ、左の各号の一」を「かつ、次の各号のいずれか」に改め、同項第五号中「に規定する」を「いずれかに該当する」に改め、同項第六号中「を除く外」を「のほか」に改

め、同条第三項」を「第七条第三項」に改める。

附則第十三条第一項及び第二項中「重要港湾」

を「国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾」に改める。

(第二条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正)

第十七条 道路法の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「附則第五項」を「附則第二項」に改める。

第十八条 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「附則第十六項」を「附則第四項」に改め、同条第二項中「附則第二十二項

及び第二十四項」を「附則第十項及び第十二項」に改める。

第十九条 地価税法(平成二年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一十九号中「附則第二十七項」

則第十五項」に改める。

第二十条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第一百九十八条第七項第十三号中「特定国際コ

ンテナ埠頭」を「埠頭群」に改める。

第二十一条 附則第一条第二号に掲げる規定

うに改正する。

第二十二条 附則第五十一条第二項から第五項までの規定

中「附則第十五項から第十七項まで若しくは第二十七項」を「附則第三項から第五項まで若しくは第十五項」に改める。

(調整規定)

第二十三条 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日が地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一号に掲

げる規定の施行の日前である場合には、附則第

三条第二項及び第四項中「第五十四条の三第七項」とあるのは「第五十四条の三第六項」と、同

項中「同条第十一項及び第十二項」とあるのは「同条第十項及び第十一項」と、同条第五項中「第五十四条の三第七項から第九項まで及び第十三項」とあるのは「第五十四条の三第六項から第八項まで及び第十二項」とする。

(理由)

我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るために、港湾の種類について国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加する等の見直しを行い、これらの港

湾において国土交通大臣が行う港湾工事の範囲及びその費用に係る国の負担割合を定めるとともに、これらの港湾におけるコンテナ埠頭等を一體的に運営する株式会社の指定及び当該埠頭等を構成する行政財産の貸付けに係る制度を創設する等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(一) 国土交通大臣が行う港湾工事に国際戦略港湾における一定の港湾工事を追加するとともに、国際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(二) 国土交通大臣及び港湾管理者は、港湾運営会社に対しても、コンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社を港湾運営会社として指定し、所要の監督規制を設けること。

(三) 国際戦略港湾及び国際拠点港湾において、コンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社を港湾施設を貸し付けることができる。

(四) 国土交通大臣及び港湾管理者は、港湾運営会社に對して、行政財産である港湾施設を貸し付けること。

(五) 地方公共団体等以外の者は、港湾運営会

社の株式について、保有基準割合(原則として総株主の議決権の百分の二十)以上の数の議決権を取得し、又は保有してはならないこと。

本案は、我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、港湾の種類について国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加する等の見直しを行い、これらの港湾において国土交通大臣が行う港湾工事の範囲及びその費用に係る国の負担割合を定めるとともに、これらの港湾におけるコンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社の指定及び当該埠頭等を構成する行政財産の貸付けに係る制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 港湾法の一部改正

(一) 港湾の種類について、特定重要港湾を廃止し、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であつて、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾である国際戦略港湾及び国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾である国際拠点港湾を追加すること。

(二) 國際海上貨物輸送網の拠点となる港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(三) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(四) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(五) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(六) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(七) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(八) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(九) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(十) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(十一) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(十二) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(十三) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(十四) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(十五) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(十六) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(十七) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(十八) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(十九) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(二十) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(二十一) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(二十二) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(二十三) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(二十四) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(二十五) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(二十六) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(二十七) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(二十八) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(二十九) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(三十) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(三十一) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(三十二) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(三十三) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(三十四) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(三十五) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(三十六) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(三十七) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(三十八) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(三十九) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(四十) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(四十一) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(四十二) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(四十三) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(四十四) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(四十五) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(四十六) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(四十七) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(四十八) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(四十九) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(五十) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(五十一) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(五十二) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(五十三) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(五十四) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(五十五) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(五十六) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(五十七) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(五十八) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(五十九) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(六十) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(六十一) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(六十二) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(六十三) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(六十四) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(六十五) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(六十六) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(六十七) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(六十八) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(六十九) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(七十) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(七十一) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(七十二) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(七十三) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(七十四) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(七十五) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(七十六) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(七十七) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(七十八) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(七十九) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(八十) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(八十一) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(八十二) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(八十三) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(八十四) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(八十五) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(八十六) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(八十七) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(八十八) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(八十九) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(九十) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(九十一) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(九十二) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(九十三) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(九十四) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(九十五) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(九十六) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(九十七) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(九十八) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(九十九) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(一百) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(一百一) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(一百二) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(一百三) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(一百四) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(一百五) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(一百六) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(一百七) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(一百八) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(一百九) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(一百十) 國際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

数の議決権を取得し、又は保有してはならないこと。

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き平成二十三年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るために、港湾の種類について国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加する等の見直しを行い、これらの港湾において国土交通大臣が行う港湾工事の範囲及びその費用に係る国の負担割合を定めるとともに、これらの港湾におけるコンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社の指定及び当該埠頭等を構成する行政財産の貸付けに係る制度を創設する等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成二十三年度社会資本整備事業特別会計予算(港湾勘定)において、港湾整備事業に係る経費千六百六十六億円の中に計上されている。

右報告する。

国土交通委員長 古賀 一成

衆議院議長 横路 孝弘殿

[別紙]

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきで

ある。

一 東北地方太平洋沖地震の被害が港湾において甚大であることに鑑み、被災した港湾施設の早期復旧を図るとともに、緊急支援物資及び復旧復興資機材等の輸送体制を早期に確保し被災者の支援に万全を期すこと。

二 東北地方太平洋沖地震による被害に関し、特に津波による被害の発生実態を調査・分析し、今後の防災のための措置に万全を期すこと。

三 今回の大地震に鑑み、災害時における港湾運営会社に対する国の指導を徹底するとともに、港湾運営会社は重要な社会基盤である港湾の運営主体であることを十分自覚し、国家に貢献するという観点でその対応に万全を期すこと。

四 港湾の国際競争力の強化が我が国の産業活動及び国民生活を支える重要な課題であることに鑑み、国際戦略港湾に関する施策については、これを国家戦略として効率的かつ集中的に実施すること。

五 港湾が地域経済の活性化や産業再生などの重要な役割を担っていることに鑑み、国際戦略港湾以外の港湾についても、引き続きその機能強化に努めること。

六 港湾の効率的な運営を確立するため、港湾運営会社が埠頭群の運営を行っては民の視点が十分確保されるよう、適切な指導を行うこと。また、港湾の元的な運営を円滑に遂行できるよう、適切な指導を行うこと。

七 港湾運営会社が公共財である港湾の一元的な運営主体となることに鑑み、特に公共性の確保について必要な措置を講じること。

八 港湾運営会社に対する指導に当たつては、港

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書(平成二十一年度一般会計予算総額調査書及び各省各局所管使用総額調査書(承諾を求める件)に関する報告書)平成二十一年度決算調整資金からの歳入組入れに関する調査(承諾を求める件)に関する報告書

二二二

湾管理者と港湾運営会社との連携が十分に図られるよう努めること。

九 港湾運営会社の設立が港湾の秩序の確立に混乱を生じさせないよう港湾運営会社の指導に努めるとともに、港湾労働者の良好な労働環境の整備が図られるよう努めること。

一 本件の趣旨

本件は、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定により、平成二十一年六月二十七日から平成二十一年十一月二十一日までの間に限り決定された四百二十七億九千百七十万八千円の経費増額につき、特別会計に関する法律第

七条第二項の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における道路事業の推進に必要な経費の増額、同特別会計治水勘定における河川事業の推進に必要な経費の増額、河川事業の調整等に必要な経費の増額等二特別会計の十五件である。

一 本件の趣旨

本件は、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定により、平成二十一年六月二十七日から平成二十一年十一月二十一日までの間に限り決定された二百九十七億七百八十一万千円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、賠償還及払戻金の不足を補うために必要な経費、年金記録確認地方第三者委員会の運営に必要な経費、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に引き続き積極的かつ主体的に寄与するため自衛隊が実施する補給支援活動に必要な経費等十一件である。

一 本件の趣旨

本件の経費増額は、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

二 本件の議決理由

平成二十三年三月二十五日

決算行政監視委員長 新藤 義孝

衆議院議長 横路 孝弘殿

平成二十三年三月二十五日

決算行政監視委員長 新藤 義孝

衆議院議長 横路 孝弘殿

平成二十三年三月二十五日

決算行政監視委員長 新藤 義孝

平成二十三年三月二十五日

決算行政監視委員長 新藤 義孝

衆議院議長 横路 孝弘殿

平成二十三年三月二十五日

衆議院議長 横路 孝弘殿

本件は、決算調整資金に関する法律第九条第一項の規定に基づき、国会の事後承諾を求める

ため提出されたもので、平成二十一年度一般会計の歳入歳出の決算上不足を生じることとなつた額、七千八十一億七千五百六十七万三千六百九十九円を同法第七条第一項の規定により補てんするため、平成二十一年七月十三日、これに相当する額を同資金から一般会計の歳入に組み入れたものである。

なお、組入額の内訳は、組入れの際の決算調整資金に属する現金がなかつたので、同法附則第二条第一項の規定により国債整理基金から決算調整資金に繰り入れた現金、七千八十一億七千五百六十七万三千六百九十九円である。

二 本件の議決理由
本件の組入れは、妥当と認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。右報告する。

平成二十三年三月二十五日

決算行政監視委員長 新藤 義孝
衆議院議長 横路 孝弘殿

内閣府設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十三年一月四日

内閣総理大臣 菅 直人

内閣府設置法の一部を改正する法律
内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第三項第七号を同項第七号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

七 地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施されるものとして政令で定める事業又

は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に關すること。

第四条第三項第十五号中「第七号」を「第七号の二」に改める。

附 則

この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

理 由

地方公共団体が、地域の実情に即した事業又は事務をより的確に実施することができるようにするため、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業又は事務に要する経費に充てるための交付金の配分計画に関する事務を内閣府の所掌事務とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内閣府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、地方公共団体が、地域の実情に即した事業又は事務をより的確に実施することができるようにして、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される複数の補助金等を内閣府に一括して計上することを可能にするため、内閣府の所掌事務に関する規定について所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

内閣府設置法の一部を改正する法律
内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第七号を同項第七号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

七 地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施されるものとして政令で定める事業又

行すること。

二 議案の可決理由

本案は、地方公共団体が、地域の実情に即した事業又は事務をより的確に実施することができるようにするため、必要な措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙とのおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成二十三年度一般会計予算に、地域自主戦略交付金四千七百九十九億円及び沖縄振興・自主戦略交付金三百二十一億円が計上されている。

右報告する。

平成二十三年三月二十五日

衆議院議長 横路 孝弘殿

内閣委員長 荒井 聰
〔別紙〕
内閣府設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に伴い、地方公共団体による自主的な選択に基づいて実施される事業又は事務に要する経費に充てるための交付金(以下「地域自主戦略交付金等」という。)を交付するに当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

六 今後の補助金等の一括交付金化に当たっては、補助金総額の削減手段との疑念を持たれることのないよう、適正な執行に必要な予算総額を確保すること。

七 展覧会における美術品損害の補償に関する法律案(第百七十六回国会内閣提出衆議院送付)
本院において繼續審査をした右の案は本院において修正議決した。

八 平成二十三年三月二十五日
参議院議長 西岡 武夫

一 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による被害の甚大性・広域性にかんがみ、平成二十四年度以降の地域・自主戦略交付金等の取扱いについては、国と地方の協議を通じ、その存続の是非についても検討すること。

二 地域・自主戦略交付金等については、当該交付金等の創設によって地方税財源の充実確保に向

けた議論が後退することのないよう留意するとともに、将来的には、国から地方への税源移譲や地方交付税の充実・強化等に資するものとすること。
三 地域・自主戦略交付金等の配分に係る客観的指標の策定に当たっては、地方公共団体の意見を十分反映しつつ、公平で透明性の高いものとすること。

官報 (号外)

<p>二 当該補償契約の条項に違反したとき。</p> <p>(業務の管掌)</p> <p>第十二条 この法律に規定する政府の業務は、文部科学大臣が管掌する。</p> <p>2 文部科学大臣は、補償契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、文化審議会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。</p> <p>(業務の委託)</p> <p>第十三条 文部科学大臣は、政令で定めるところにより、補償契約に基づく業務の一部を保険業法(平成七年法律第二百五号)第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等に委託することができる。</p> <p>(文部科学省令への委任)</p> <p>第十四条 この法律に定めるもののほか、補償契約の締結の手續その他この法律を実施するため必要な事項は、文部科学省令で定める。</p>
--

<p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、 〔公布の日から起算して、一月を超えない範囲内において政令で定める日〕 平成二十三年四月一日から施行</p> <p>(検討)</p> <p>2 政府は、この法律の施行後二年を目途として、この法律の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から、補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>(文部科学省設置法の一部改正)</p> <p>3 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六</p>
--

<p>(1) の展覧会の主催者は、当該展覧会を</p> <p>(2) 独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館</p> <p>(3) 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六</p>
--

<p>(4) 独立行政法人国立美術館が設置する美術館</p> <p>(5) 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六</p>
--

イ 当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害(特定損害に該当するものに限る。)の額の合計額が政令で定める額を超える場合、その超える額

(2) 補償対象損害の額の合計額に関する政令を定めるに当たっては、多様な展覧会の開催に資するよう配慮しなければならないこととすること。

(3) 補償契約に係る対象美術品ごとの補償金の額の算定方法に關し必要な事項は、文部科学省令で定めるものとすること。

(4) 補償契約の締結の限度 政府は、一会计年度内に締結する補償契約に係る約定評価額総額(一)の補償契約に係る対象美術品の約定評価額の合計額(当該合計額が補償上限額を超える場合にあつては、補償上限額)をいう。)の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、補償契約を締結するものとすること。

(5) 対象美術品の取扱い

は、対象美術品の展示、運搬その他の取扱いに当たつては、その損害の防止のために必要なものとして文部科学省令で定める基準を遵守しなければならないものとすること。

(五) 補償契約の解除 政府は、当該補償契約に係る展覧会が2の(3)に規定する要件を満たさなくなつたとき又は当該補償契約の相手方である展覧会の主催者が2の(4)に規定する要件を満たさなくなつたとき若しくは2の(4)の

規定に違反したとき等は、将来に向かつて補償契約を解除することができるものとすること。

(六) その他

(1) 報告の徴収、補償金の支払を受ける権利の時効、補償金を支払った場合における残存物代位及び請求権代位等について定めること。

(2) この法律に規定する政府の業務は、文部科学大臣が管掌するものとすること。

(3) 文部科学大臣は、補償契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、文化審議会の意見を聞くとともに、財務大臣に協議しなければならないものとすること。

(4) 文部科学大臣は、補償契約に基づく業務の一部を損害保険会社等に委託することができるものとすること。

(5) この法律に定めるもののほか、補償契約の締結の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、文部科学省令で定めるものとすること。

(一) この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) 政府は、この法律の施行後二年を目途として、この法律の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から、補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

(二) 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を改正すること。

二 議案の可決理由

国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する

展覧会の開催を支援するため、その主催者が、展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を創設しよとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

右は、両院協議会の成案を得なかつた。よつて報告する。

平成二十三年三月二十九日
平成二十三年度一般会計予算外二件両院協議会
衆議院議長 横路 孝弘殿

平成二十三年三月二十九日
平成二十三年度一般会計
衆議院議長 横路 孝弘殿

治

報 告 書

平成二十三年度一般会計予算
文部科学委員長 田中眞紀子

衆議院議長 横路 孝弘殿

平成二十三年三月二十九日
平成二十三年度一般会計
予算外二件両院協議会
衆議院議長 横路 孝弘殿

平成二十三年三月二十九日
平成二十三年度一般会計
衆議院議員議長 中井 治

第一條 この法律は、平成二十三年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成二十三年四月一日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を避する観点から、同年三月三十一日に期限到来する税負担軽減措置等について、その期限を暫定的に同年六月三十日まで延長する措置を講ずるため、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部改正について定めるものとす

に関し必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「附則第十五条第二十二項」の改正規定(「規定する公共施設等」の下に「(同項第三号に掲げる賃貸住宅(公営住宅を除く。)及び同項第五号に掲げる施設を除く。)を加える部分に限る。」)の下に「並びに附則第三条の二の規定」を加える。

附則第三条の次に次の二条を加える。

(地方税法の一部改正に伴う調整規定)

第三条の二 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第

号)の施行の日前である場合には、同号中「附則第十一條第六項」とあるのは「附則第十五條第二十二項」とあるのは「附則第十五條第三十項」とあるのは「(同項第三号に掲げる賃貸住宅(公営住宅を除く。)及び同項第五号に掲げる施設を除く。)を加える部分に限る。」の下に「並びに附則第三条の二の規定」を加える。

附則第三条の次に次の二条を加える。

平成二十三年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案について

任において早期に成立を図るべきところ、平成二十三年三月三十一日を目前にしてもその成立の見通しが立っていないことに鑑み、国民生活等の混乱を回避するため、異事異例の措置として、同日に期限の到来する税負担軽減措置等について、その期限を暫定的に同年六月三十日まで延長することとする。

この法律は、平成二十三年四月一日から施行すること。ただし3については地方税法等の一部を改正する法律等の公布の日から施行すること。

3 地方税法等の一部を改正する法律等について所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

平成二十三年度の税制改正に係る地方税法等

の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成二十三年四月一日後となる場合に備え、国民生活等の混乱を回避するための措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十三年三月二十九日

衆議院議長 横路 孝弘殿 総務委員長 原口 一博

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案(石田真敏君外四名提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、平成二十三年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成二十三年四月一日後となる場合に備え、国民生活等の混乱を回避するための措置を講じようとする。

2 前項の場合において、この法律の施行の日

が地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第

号)の施行の日後である場合には、前項の規定により読み替えられた

ときには、前項の規定により読み替えられた

事業税、不動産取得税、固定資産税、都市

計画税及び事業所税に係る税負担軽減措置等について、その期限を暫定的に同年六月三十日まで延長すること。なお、事業所税に係る

税負担軽減措置等については、期限延長に伴う所要の規定の整備を行うこと。

2 この法律は、平成二十三年四月一日から施行すること。ただし3については地方税法等の一部を改正する法律等の公布の日から施行すること。

3 地方税法等の一部を改正する法律等について所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

平成二十三年度の税制改正に係る地方税法等

の一部を改正する法律案の法律としての施行が

平成二十三年四月一日後となる場合に備え、國

民生活等の混乱を回避するための措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべ

きものと議決した。

右報告する。

賛成者

逢沢

一郎外四十九名

贊成者

逢沢

一郎外四十九名

賛成者

逢沢

理由

平成二十三年度の税制改正に係る所得税法等の一部を改正する法律案については、政府与党の責任において早期に成立を図るべきところ、平成二十三年三月三十一日を目前にしてもその成立の見通しが立っていないことに鑑み、国民生活等の混乱を回避するため、異事異例の措置として、同日に期限を暫定的に同年六月三十日まで延長する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案(野田毅君外三名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、平成二十三年度の税制改正に係る所得税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成二十三年四月一日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年三月三十一日に期限の到来する租税特別措置等について、その期限を暫定的に延長する措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 租税特別措置法における租税特別措置のうち次に掲げるものの期限を、平成二十三年六月三十日まで延長すること。
(一) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除等
(二) 中小企業者等の法人税率の特例等

(三) 住宅用家屋の所有権の保存登記に係る登録免許税の税率の軽減等
(四) 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例

(五) 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例

(六) 特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付等

(七) 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例

(八) 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例

2 所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則における農地等に係る贈与税の納税猶予に関する経過措置の期限を、平成二十三年六月三十日まで延長すること。

3 この法律は、平成二十三年四月一日から施行すること。ただし、4については、所得税法等の一部を改正する法律の公布の日から施行すること。

4 所得税法等の一部を改正する法律について所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の可決理由
本案は、平成二十三年度の税制改正に係る所得税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成二十三年四月一日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年三月三十一日に期限の到来する租税特別措置等について、その期限を暫定的に延長する措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 租税特別措置法における租税特別措置のうち次に掲げるものの期限を、平成二十三年六月三十日まで延長すること。
(一) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除等
(二) 中小企業者等の法人税率の特例等

(三) 住宅用家屋の所有権の保存登記に係る登録免許税の税率の軽減等
(四) 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

二年一度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十三年三月二十二日

提出者

城島光力

下地幹郎

西村智奈美

郡和子

山井和則

柚木道義

賛成者
安住淳外二百四十八名

第七条第二項中「平成二十三年三月(同年二月末日)」を「平成二十三年九月(同年八月末日)」に改め、同条第四項中「平成二十三年二月に」を「平成二十三年二月、六月及び十月に」に改め、「同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ」を削る。

第二十一条(見出しを含む)中「平成二十三年三月」を「平成二十三年九月」に改める。
第二十二条中「平成二十二年度」の下に「等」を加える。

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日(この法律の公布の日が同月一日後となる場合は、公布の日)から施行する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日(この法律の公布の日が同月一日後となる場合は、公布の日)から施行する。

(この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における子ども手当の支払の調整に関する経過措置)

第二条 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合において、同月から当該公布の日の属する月までの月分の児童手当等(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第四条第一項の児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付をいう。以下この条において同じ。)の支払が行われたときは、その支払われた児童手当等は、当該月分として支払うべき子ども手当の内払とみなすことができる。

(特別会計に関する法律等の一部改正)
第三条 次に掲げる法律の規定中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

第一条 第二条 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を次のように改正する。
題名中「平成二十二年度」の下に「等」を加える。
第一条中「平成二十二年度」の下に「等」を加える。

官報(号外)

一 特別会計に関する法律(平成十九年法律第 二十三号)附則第三十一条の二
二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)附則 第八条の二(見出しを含む。)
三 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)附 則第八条の二(見出しを含む。)
四 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号) 別表第一(平成二十一年度における子ども手当 の支給に関する法律(平成二十一年法律第十 九号)の項)
五 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第 三十九条
六 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八 十九号)別表第一(第二十九号の二)
七 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に 関する法律(平成十一年法律第十七号)第一条
八 国と民間企業との間の人事交流に関する法 律(平成十一年法律第二百二十四号)附則第四 項(見出しを含む。)
九 公益的法人等への一般職の地方公務員の派 遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号) 附則第三条(見出しを含む。)
十 法科大学院への裁判官及び検察官その他の 一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平 成十五年法律第四十号)附則第六項(見出しを 含む。)
十一 判事補及び検事の弁護士職務経験に関す る法律(平成十六年法律第一百二十一号)附則第 六項(見出しを含む。)
十二 日本年金機構法(平成十九年法律第一百九 号)附則第七十五条(見出しを含む。)
十三 高度専門医療に関する研究等を行う独立 行政法人に関する法律(平成二十年法律第九 号)

一 特別会計に関する法律(平成十九年法律第
二十三号)附則第六条

(住民基本台帳法の一部改正)

第四条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八
十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条の見出し中「平成二十一年度」の下
に「等」を加え、同条中「平成二十一年三月三十
日」を「平成二十三年九月三十日」に、「第七条
十一号の二中」を「同号中に改め、「平成二十
二年度」の下に「等」を加える。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第五条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第
一百八号)の一部を次のように改正する。

附則第五条の見出し中「平成二十一年度」の下
に「等」を加え、同条中「平成二十一年度」の下に
「等」を加え、同条第二項中「平成二十三年三月
三十一日」を「平成二十三年九月三十日」に改め
る。

五 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第
三十九条

六 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八
十九号)別表第一(第二十九号の二)

七 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に
関する法律(平成十一年法律第十七号)第一条

八 国と民間企業との間の人事交流に関する法
律(平成十一年法律第二百二十四号)附則第四
項(見出しを含む。)

理由

平成二十一年度における子ども手当の支給に
関する法律に基づく子ども手当の支給が平成二
十三年三月で終わることにより生ずる国民生活
等の混乱を回避する観点から、同法の子ども手
当について、暫定的に同年九月まで支給するよ
う、所要の措置を講じようとすることは、時宜
に適するものと認め、本案は可決すべきものと
議決した。

なお、本案に対し、みんなの党より、子ども
手当の暫定的な支給を平成二十三年東北地方太
平洋沖地震により著しい被害を受けた県として
厚生労働大臣が指定する県に限ること等を内容
とする修正案が提出されたが、賛成少数をもつ
て否決された。

右報告する。

平成二十三年三月二十九日

衆議院議長 横路 孝弘殿
厚生労働委員長 牧 義夫

国民生活等の混乱を回避するための平成二十
一年度における子ども手当の支給に関する
法律の一部を改正する法律案(城島光力)

君外六名提出に関する報告書

本案は、平成二十一年度における子ども手当

の支給に関する法律に基づく子ども手当の支給
が平成二十三年三月で終わることにより生ずる
国民生活等の混乱を回避する観点から、同法の
子ども手当について、暫定的に同年九月まで支
給するよう、所要の措置を講じようとするもの
である。

なお、この法律は、平成二十三年四月一日か
ら施行することとしている。

二 議案の可決理由

官 報 (号 外)

平成二十三年三月二十九日

衆議院会議録第十二号

明治三十五年三月三十日
郵便物認可日

發行所
二東京二〇番四四都港五八四四門二丁目
獨立行政法人国税局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 一部 一一〇円)